

## 交付金制度の解説



# 里山林と 地域住民をつなげよう

北海道水産林務部森林環境局森林活用課道民の森グループ 由比孝明

### 交付金の対象活動

里山林とは、居住地近くに広がり、かつて薪炭用材の伐採、落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用・管理されてきた森林のことです。しかし昭和30年代以降は化石燃料や化学肥料が普及して森林利用の必要性が薄れ、侵入竹などによる荒廃が進んでし

まいました。こうした問題の解決を図るため、林野庁では、地域住民・森林所有者・自伐林家などが協力して行なう保全管理・資源利用活動を対象に、平成25年度から交付金制度を導入しました。

交付金の対象活動は、以下の4つのタイプに分けられます。



- ①地域環境保全タイプ 地域景観を再生、維持することを目的とした下草刈りや除間伐など。
- ②森林資源利用タイプ 地域コミュニティ活性化を目的としたキノコや炭・薪などの森林資源の採取等や里山の保全活動。
- ③森林機能強化タイプ 里山林を活用するための道路網の整備や補修、鳥獣害防止柵の設置など。
- ④教育・研修活動タイプ 森林インストラクターなどの有資格者等を講師とする環境教育や都市住民を対象とした林業体験など。

- ④「教育・研修活動タイプ」の交付金単価は1回当たり5万円、12回分が上限です。森林内で人を集めて実施する森林環境教育や研修の活動を支援するメニューで、環境教育や林業体験などの活動や、安全確保に必要なヘルメットや講師謝金などが交付対象です。
- 「教育・研修活動タイプ」を除き、各活動に必要な刈り払い機などの資機材については、必要額の1/2

を上限に交付を受けられます。ただし平成28年度から、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋については補助率1/3以内になりました。

市町村による交付金周知や活動組織への指導、支援のための活動も、交付金対象です。この場合、北海道に申請してください。

本事業は、平成25年度から28年度までの4カ年事業として進められてきましたが、平成28年夏の行

政事業レビューの公開プロセスを経て、29年度以降は抜本的に改正されることとなりました。これから順次、国から示されることとなりますが、詳しい内容については、地域協議会や北海道にお問い合わせいただくか、地域協議会のホームページや林野庁のホームページをご覧ください。

申請の条件、交付金の支援単価

交付金を受け取るのは個人ではなく活動組織です。申請に先だって活動組織を作り、森林所有者と協定を結び、保全対象となる森林やどのような活動をするかなどを定めた計画書を作成していただきます。組織の構成員は3名以上。自治会やNPO法人などは単独で実施できます。活動が円滑にできるよう前もって森林所有者との間で協定を締結しておいてください。原則として森林経営計画が策定されていない森林が対象です。活動区域は、対象森林と同一都道府県内に限ります。本交付金が継続したと仮定して、あらかじめ3年分の活動計画等を作成してください。

交付金は、面積や回数などで金額を設定し、それに基づいて総額（上限）が決まります。また、1活動組織に対する交付上限額は500万円です。

以下の説明は平成28年度までの制度です。

3カ年計画の初年度には、対象森林の現況調査や活動計画実施のための話し合い、技術や安全に関する研修などのための活動推進費の助成を認めていて、その上限は15万円です。

①「地域環境保全タイプ（里山林保全活動）」は、1ヘクタール当たり16万円を上限として交付され、森林内の雑草木の刈り払いや植栽などの活動が対象です。

②「森林資源利用タイプ」は、1ヘクタール当たり16万円が助成上限です。森林保全活動のほか、木質バイオマスやしいたけ原木のための伐採・搬出などの活動も対象です。

③「森林機能強化タイプ」の交付金は、①の実施前、あるいは②の実施後に路網を補修したり、森林整備に先だって鳥獣害防止柵を設置する場合の活動が対象で、1メートル当たり1000円が上限です。

森林・山村多面的機能発揮対策(平成29年度～平成33年度)

【平成29年度概算決定額 1,700,000(2,462,105)千円】

